

装置型式指定の申請マニュアル

第一章 装置型式指定制度について

1. 装置型式指定とは 【道路運送車両法（以下「法」という。）第75条の3】

装置型式指定（以下「装置指定」という。）は、法に基づき自動車の装置について申請により国土交通大臣が指定するものであり、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ると共に、装置の基準の国際統一化と自動車審査の簡素化を目的としています。

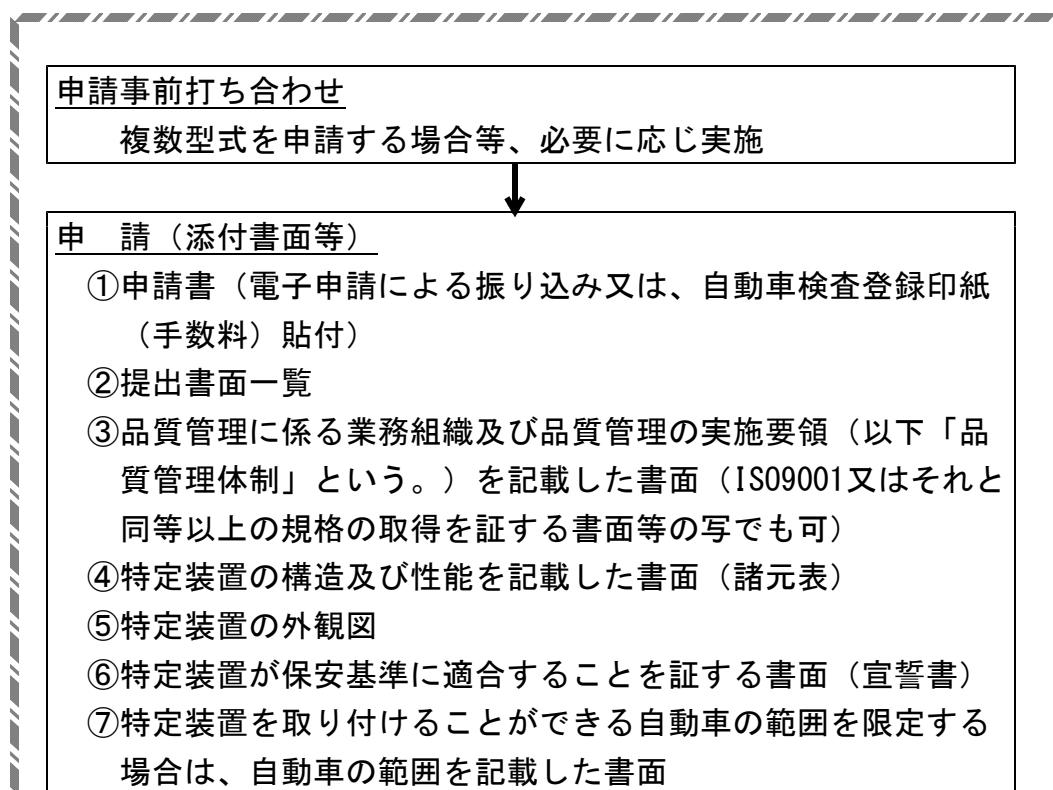
2. 装置指定の対象装置

【装置型式指定規則（以下「規則」という。）第2条、第5条】

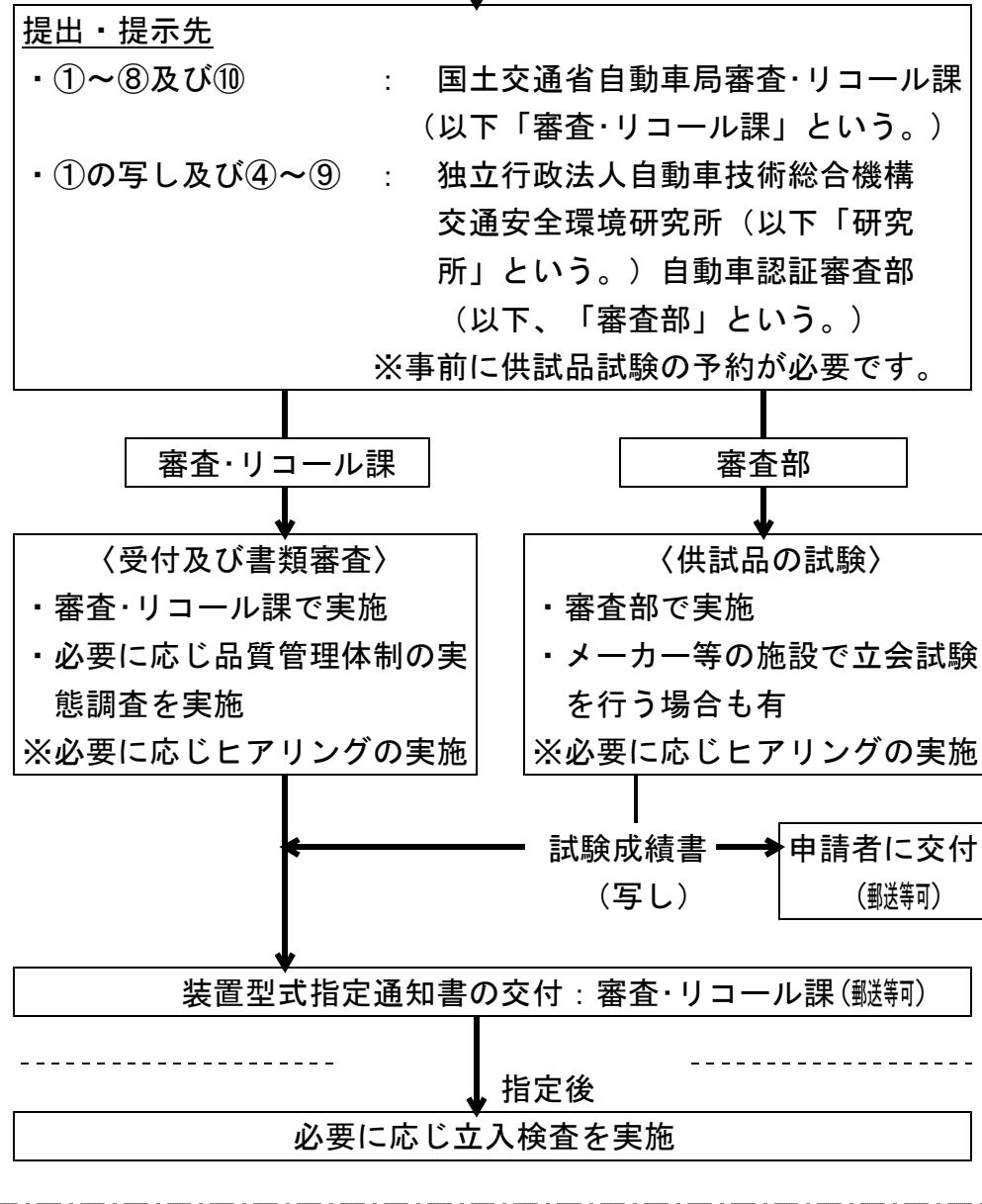
装置指定の対象装置（以下「特定装置」という。）は、別紙一の通り2020年2月末現在で103装置となっています。

3. 装置指定の取得手続きの概要

装置指定の取得手続きの概要及び提出書面は、次の通りです。



- ⑧指定マークを表示する場合は、指定マークの表示位置、表示方式を記載した図面
- ⑨試験のための必要数の特定装置（自動車に装着されている状態で試験を行う装置については、当該装置を備えた自動車をいう。以下「供試品」という。）
- ⑩特定装置の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写



第二章 装置指定の申請手続きの流れについて

装置指定の申請から指定装置の生産開始までを、手続き関係を中心に時系列的に記述します。

1. 試験日程の調整（審査部）

装置の試験日程を審査部と相談の上調整を行います。

装置指定の申請に先立ち、審査部に装置の試験日を予約すると、申請から装置型式指定通知書の交付までの手続きが、円滑に進みます。

2. 申請事前打ち合わせ（審査部）

申請者の希望に応じて申請事前打ち合わせを行うことができます。希望する場合は、申請に先立って審査部と相談して下さい。

なお、複数型式の装置指定の申請を行う場合や自動車に装着されている状態で試験を行う特定装置（以下「システム装置（※）」という。）であって、当該特定装置を取り付けることのできる自動車の範囲を複数の型式に限定する場合には、装置指定に係る試験を効率的に実施するため、申請に先立って審査部と申請事前打ち合わせを行い、試験車等の選定の内容を事前に確定させる必要があります。

※システム装置

- (1) 自動車駆動用出力装置
- (2) 空気入ゴムタイヤ
- (3) 応急用予備走行装置
- (4) タイヤ空気圧監視装置
- (5) 操作装置
- (6) かじ取装置
- (7) フルラップ前面衝突時の衝撃吸収式かじ取装置
- (8) フルラップ前面衝突時の衝撃吸収式かじ取装置及び感電防止装置
- (9) 二輪車等の施錠装置
- (10) 四輪自動車等の施錠装置
- (11) 外装
- (12) 制動装置
- (13) 衝突被害軽減制動制御装置
- (14) 横滑り防止装置
- (15) ブレーキアシストシステム
- (16) 燃料タンク及び燃料タンク取付装置
- (17) 燃料制御保護装置（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十九条の二第一項各号に掲げる装置を除く。以下同じ。）（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る）
- (18) 燃料タンク取付装置（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限

る)

- (19) 燃料タンク取付装置（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る）
- (20) 衝突時の車両火災防止装置
- (21) 電波障害防止装置
- (22) 感電防止装置
- (23) フルラップ前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置
- (24) フルラップ前面衝突時の乗員保護装置
- (25) オフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置
- (26) オフセット前面衝突時の乗員保護装置
- (27) 側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置
- (28) 側面衝突時の乗員保護装置
- (29) ポールとの側面衝突時の乗員保護装置
- (30) 歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置
- (31) 車両転覆時の乗員保護装置
- (32) 突入防止装置及び突入防止装置取付装置
- (33) 前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置
- (34) 内装
- (35) 運転者席
- (36) 座席
- (37) 座席及び頭部後傾抑止装置
- (38) 年少者用補助乗車装置取付具
- (39) バス座席及び座席取付装置
- (40) 座席ベルト取付装置
- (41) 乗降口の扉の解放防止装置
- (42) 騒音防止装置
- (43) 一酸化炭素等発散防止装置
- (44) 前照灯（配光可変型前照灯に限る。）
- (45) 前照灯洗净器及び前照灯洗净器取付装置
- (46) 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置
- (47) 警音器
- (48) 車線逸脱警報装置
- (49) 車両接近通報装置
- (50) 事故自動緊急通報装置
- (51) 側方衝突警報装置
- (52) 後写鏡等及び後写鏡等取付装置
- (53) 速度計及び走行距離計

3. 装置指定の申請関係（審査・リコール課・審査部）

- (1) 申請者 【法第75条の3、規則第3条、装置型式指定基準（以下「指定基

準」という。)】

装置指定の申請は、特定装置の製作者又は当該特定装置製作者と装置の購入契約を締結している装置販売者（外国の特定装置製作者又は当該特定装置製作者と購入契約を締結している特定装置輸出者も含む。）が行うこととなります。

(2) 申請書及び添付書面 【規則第4条、指定基準】

① 申請書 【規則第4条】

装置指定の申請書には、次の項目を記載します。

表－1

項目		記載する内容
a. 特定装置の種類		例：車幅灯、前部霧灯、後部反射器 等
b. 特定装置 の 名 称 型 式	名称	特定装置の製作者名（メーカー名）又は商標
	例：HR-12H（メーカーの定める型式）	
c. 申請者の 氏名又は名称 住所	氏名又は名称	特定装置の製作者又は販売者の氏名又は名称
	住所	“ 住所
d. 主たる製 作工場の 名 称 所在地	名称	特定装置の主たる製作工場の名称
	所在地	“ 所在地

② 添付書面 【規則4条、指定基準】

申請書には、次の書面を添付します。

表－2

項目	備考
a. 特定装置の構造及び性能を記載した書面	指定基準に定める諸元表
b. 特定装置の外観図	指定基準に定める外観図
c. 保安基準に適合することを証する書面	宣誓書、指定基準に定める外観図以外の図面等
d. 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面	品質管理体制に係る書面。ISO9001と同等以上の規格の取得を証する書面の写でも可（ただし、当該装置の製作に係る文面が記載されていること。）。
e. 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲	自動車の範囲を限定する場合に提出する書面（システム装置の場合のみ）
f. 特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面	表示方式とは、指定マークの表示の方法（記号・番号の配置）を示す。
g. 購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写	装置の販売者等、装置の製作者と販売契約を結んでいる者が申請する場合（契約書が日本語で記載されている以外のものは、これを翻訳した書面を添付）

③ その他必要な書面 【規則第4条】

国土交通大臣及び研究所は、上記①及び②の他、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めるすることができます。

④ 書面の省略等 【装置型式指定実施要領（以下「実施要領」という。）第7】

装置指定の申請の際には、次の通り提出書面の省略ができます。

表－3

a	<p>複数の特定装置が一体である装置について、複数の申請を同時にを行う場合には、申請書の「特定装置の種類又は名称及び型式」の欄に、申請に係る「特定装置の種類又は名称及び型式」を併記して、一括して申請することができます。</p> <p>この場合、表－2のa.～f.の書面について、その内容が重複する場合には、その内容の書面を一部提出すればよいこととなります。</p>
b	<p>騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置について指定の申請をする者であって、現に自動車の型式指定申請又は新型自動車の届出（以下「自動車型式指定申請等」という。）を行っている者にあっては、自動車型式指定申請等の際に提出する書面と装置の指定申請の際に提出する書面の内容が重複するものについては、その旨を提出書面一覧表に記載することで、書面の提出を省略することができます。</p>
c	<p>改正前の道路運送車両法施行規則に基づく保安装置型式認定、騒音に係る自動車の型式認定及び一酸化炭素等発散防止装置の型式認定（以下「旧保安装置等認定」という。）を受けている特定装置（指定装置のうちEマーク品は除く。以下「旧保安装置等認定品」という。）について、新たに装置指定の申請を行う場合は、旧保安装置等認定を受けた際に提出した諸元表、申請に係る装置の外観図、装置の品質管理に係る書面、型式指定番号表示図及びその他の書面をもって、装置指定の申請の際に提出することとされる書面のうち重複する書面については、提出書面一覧表にその旨を記載することで、書面の提出を省略することができます。</p>
d	<p>表－2のd.の書面（品質管理に係る書面）については、ISO9001又はこれと同等以上の規格を取得していることを証する書面（写）に代えることができます。</p> <p>なお、ISO9001と同等以上の規格とは、ENISO9001、JISQ9001、IATF16949をいいます。（当該装置が対象となっていること。）</p>

(3) 供試品の提示 【規則第4条、指定基準】

装置指定の申請にあたっては、研究所に対し当該特定装置の必要数の供試品を提示しなければなりません。

(4) 装置指定の申請と自動車型式指定の申請の並行申請

装置指定は、自動車型式指定の申請と並行して申請することができます。

4. 審査期間（審査・リコール課・審査部）

装置指定の申請の審査期間（標準処理期間）は、装置指定申請の受付から装置型式指定通知書の交付までの期間とし、2ヶ月以内です。

5. 受付（審査・リコール課・審査部）

装置指定の申請の受付は審査・リコール課において行います。このとき、申請書に貼付された申請手数料額面分（1型式：5万円）の自動車検査登録印紙にスタンプで消印します。（電子申請の場合はこの限りではありません。）

また、審査・リコール課の受付に合わせて審査部では試験項目の決定を行います。この際に審査部に支払う手数料額については、申請内容及び試験項目毎に定められており、所定の額を銀行振込により支払います。手数料の金額及び支払い方法の詳細については審査部にご確認ください。

6. 品質管理体制の審査【法、規則、実施要領第1、第2】（審査・リコール課）

(1) 品質管理体制の審査は、審査・リコール課で行います。

(2) 審査・リコール課は、提出された品質管理体制を記載した書面が法、規則、実施要領に定められた規定に適合しているかを審査します。この場合、ISO9001又はこれと同等以上の規格を取得していることを証する書（写）が提出されたときは、当該書面により審査します。

なお、品質管理体制に係る申請者に対するヒアリングは、必要に応じて行います。

また、審査・リコール課は装置指定の前に必要に応じて、品質管理体制の実態調査を行います。

7. 供試品の試験【実施要領第5、第7、指定基準】（審査部）

(1) 審査部は、提出された諸元表、特定装置の外観図等の技術的書面を審査するとともに、提示された供試品を試験することにより審査を行います。

なお、供試品の試験に係るヒアリングは、必要に応じて行います。

(2) 供試品の試験は、審査部が指定基準に基づき保安基準の適合性について審査を実施します。

(3) 騒音防止装置又は一酸化炭素等発散防止装置について装置指定の申請をする者であって、既に自動車型式指定申請等の際に実施した審査の結果から、指定基準に適合していることが明らかであると判断される場合は、供試品の試験を省略することができます。

(4) 旧保安装置等認定を受けている旧保安装置等認定品について、型式の変更がなく、かつ、旧保安装置等認定を受ける際に適用された基準と装置指定の指定基準

に変更がない場合には、供試品の試験を省略することができます。

(5) 審査部は、申請者に対し試験成績書を交付します。

ただし、上記(3)又は(4)に該当する場合には、試験成績書は交付されません。

8. 装置指定及び装置型式指定通知書の交付等（審査・リコール課）

(1) 装置指定 【法第75条の3、指定基準】

申請された装置は、

- ① 提示された供試品及び添付書面の記載内容が保安基準に適合していること
- ② 製品の均一性が確保されること

の2つ要件が確認されると、当該型式について指定されます。

(2) 装置指定の通知及び告示 【規則第10条、11条】

装置指定された結果は、装置型式指定通知書により申請者に通知されるとともに、官報に告示されます。

(3) 協定加盟国への通知 【指定基準】

Eマーク品の場合は、装置指定された結果が申請者に通知されるとともに協定締約国に対しても通知され、当該装置は相互承認の対象となります。

9. 指定マーク 【法第75条の4、規則第6条、指定基準】（申請者）

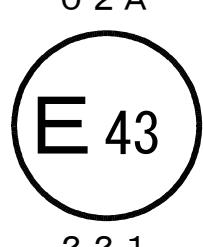
(1) 指定装置には、法律に基づき装置指定を受けた旨の指定マークを付すことができます。

(2) 指定マークは、相互承認対象のEマークと国内のみで審査の省略効果のある相互承認の対象外の自マークがあり、装置毎にマークの表示の方法が定められています。

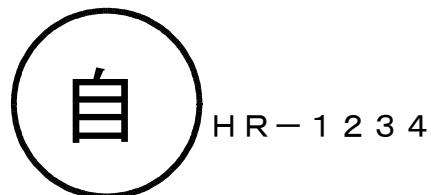
(3) Eマークについては、協定における日本国の国番号「43」が、文字[E]の後に表示されます。

(4) この特別な表示は、耐久性のある方法で鮮明に表示することになります。

Eマークの例



自マークの例



第三章 装置指定取得後について

1. 製造の適合性の確保 【規則第4条の3、第7条、指定基準】（申請者）

- (1) 特定装置の製作者は、指定装置について、
 - ① 指定基準に適合するように製造（基準への適合性確保）
 - ② 装置指定を受けた型式に適合するよう製造（均一性の確保）しなければなりません。
- (2) 特定装置の製作者等は、当該特定装置が均一性を有することを確保するために行った検査等の結果を最低1年間保存しなければなりません。
- (3) リコール等の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等または装置製作者等が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車または部品と同種のものが使用されている特定装置に係るものにあっては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられる必要があります。

2. 指定装置の変更届等（申請者）

(1) 変更届出 【規則第8条、実施要領第3、指定基準】

装置指定の申請の際に提出した書面のうち、

- ① 特定装置の名称及び型式
- ② 申請者の氏名又は名称及び住所
- ③ 主たる製作工場の名称及び所在地

④ 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面
の記載事項に変更があった場合は、変更後に遅滞なく届出なければなりません。

(2) 既指定装置型式指定の申請 【規則第4条の2条、実施要領第4、指定基準】

① 既指定装置型式指定の申請

A. 指定装置の製作者等は、装置指定の申請の際に提出した次の書面の記載事項を変更したときには、既指定装置型式指定の申請をすることができます。

- (a) 申請に係る特定装置の構造及び性能を記載した書面
- (b) 申請に係る特定装置の外観図
- (c) 保安基準に適合することを証する書面
- (d) 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲
- (e) 指定を取得している旨を示す表示の表示位置及び表示方式を記載した書面

B. 研究所は、既指定装置型式指定に関して必要があると認めるときは、申請者に対し当該申請に係る特定装置の提示を求めることができます。

必要があると認めるときとは、以下に示すような場合であって、再度試験が必要と判断されるときのことをいいます。

- (a) 特定装置の性能に影響を及ぼすような変更があった場合
- (b) 当該装置自体に変更はないものの、当該装置の性能に影響を及ぼす自動車の部分に変更があった場合（システム装置の場合）

② 既指定装置型式指定

この既指定装置型式指定は、指定に係る特定装置の型式が、既に指定を受けた特定装置の型式と同一と認められたときに指定されます。

(3) 製作の廃止届出 【規則第8条】

指定を受けた者が当該特定装置の製作者でなくなったときは、30日以内に審査・リコール課に届出なければなりません。

なお、届出書については、複数の特定装置の種類、特定装置の名称及び型式を併記することができます。

3. 立入検査 【法第100条、実施要領第9、指定基準】（審査・リコール課）

国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定装置が、保安基準に適合していないおそれがある場合、又は均一性を有するものでないおそれがある場合で特に必要であると認めるときは、法第100条の規定に基づき当該特定装置の製作者に対して報告徴収又は立入検査を実施することができます。

4. 指定の取り消し 【法第75条の3、指定基準】（審査・リコール課）

指定装置が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったときは、国土交通大臣はその指定を取り消すことができます。

5. 旧保安装置等認定品の装置指定制度施行後の取扱い（参考）

【道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令附則、実施要領附則】

- (1) 旧保安装置等認定を装置型式指定施行前に申請し、旧保安装置等認定を受けたものについては、装置指定制度施行後においても、旧保安装置等認定の変更届出、既指定装置型式指定の申請の手続きを従前のとおり行うことができます。
- (2) この場合、当該装置が保安基準に適合することを証するための書面は、従前のとおり独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所又は財団法人日本自動車輸送技術協会の発行した試験成績書によることができます。

第四章 その他

1. 相互承認について

【協定、法第75条の3、規則第5条】

日本が「協定」※¹に加入し、協定に基づく規則が日本において採択された装置（以下「Eマーク品」という。）については、この協定に加入し当該規則を採択している国（以下「締約国」という。※²）と日本の間で、相互承認が行われます。

相互承認とは、日本国内で装置指定を受けた指定装置について、他の締約国もその国の基準に適合するものとして受け入れる、又は日本以外の締約国で装置指定を受けた指定装置について、日本においても日本の基準に適合するものとして相互に受け入れることです。

※1 「協定」

本書の「協定」とは、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」をいいます。

この協定は国連の協定で、通称「1958年協定」といい、自動車の構造及び装置の安全・環境に関する統一基準の制定と、相互承認を図ることを目的としています。

また、この協定に基づく規則は通称「UN規則」とい、装置別に、申請手続き、指定マークの様式、指定基準、製造の適合性の確認方法等を詳細に規定しています。

※2. 協定締約国状況

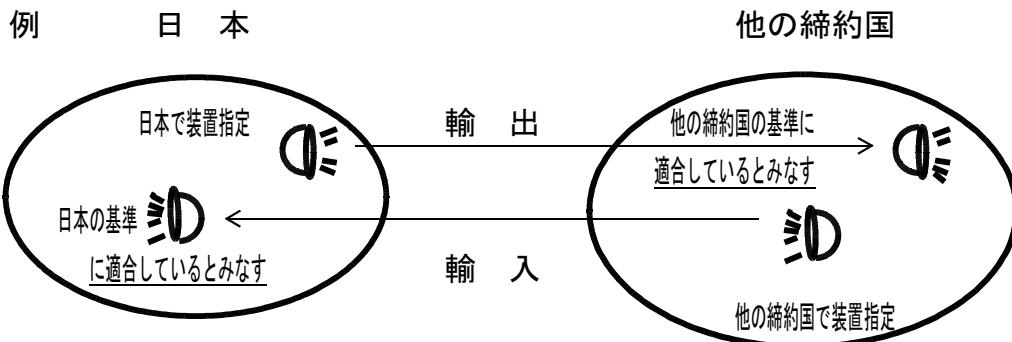
令和2（2020年）2月末現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

日本と他の締約国との相互承認



2. 指定装置の表示 【規則第6条、指定基準】

指定装置には、法に基づく特別な表示を付すことができます。

この特別な表示（以下「指定マーク」という。）は、相互承認対象の装置の指定マーク（Eマーク）と相互承認の対象外の装置の指定マーク（自マーク）があります。

なお、この特別な表示は、規則に規定する第2号様式及び第3号様式の表示に加え、指定基準で規定する追加記号と型式指定番号を含みます。

別紙—1

特定装置と指定マーク

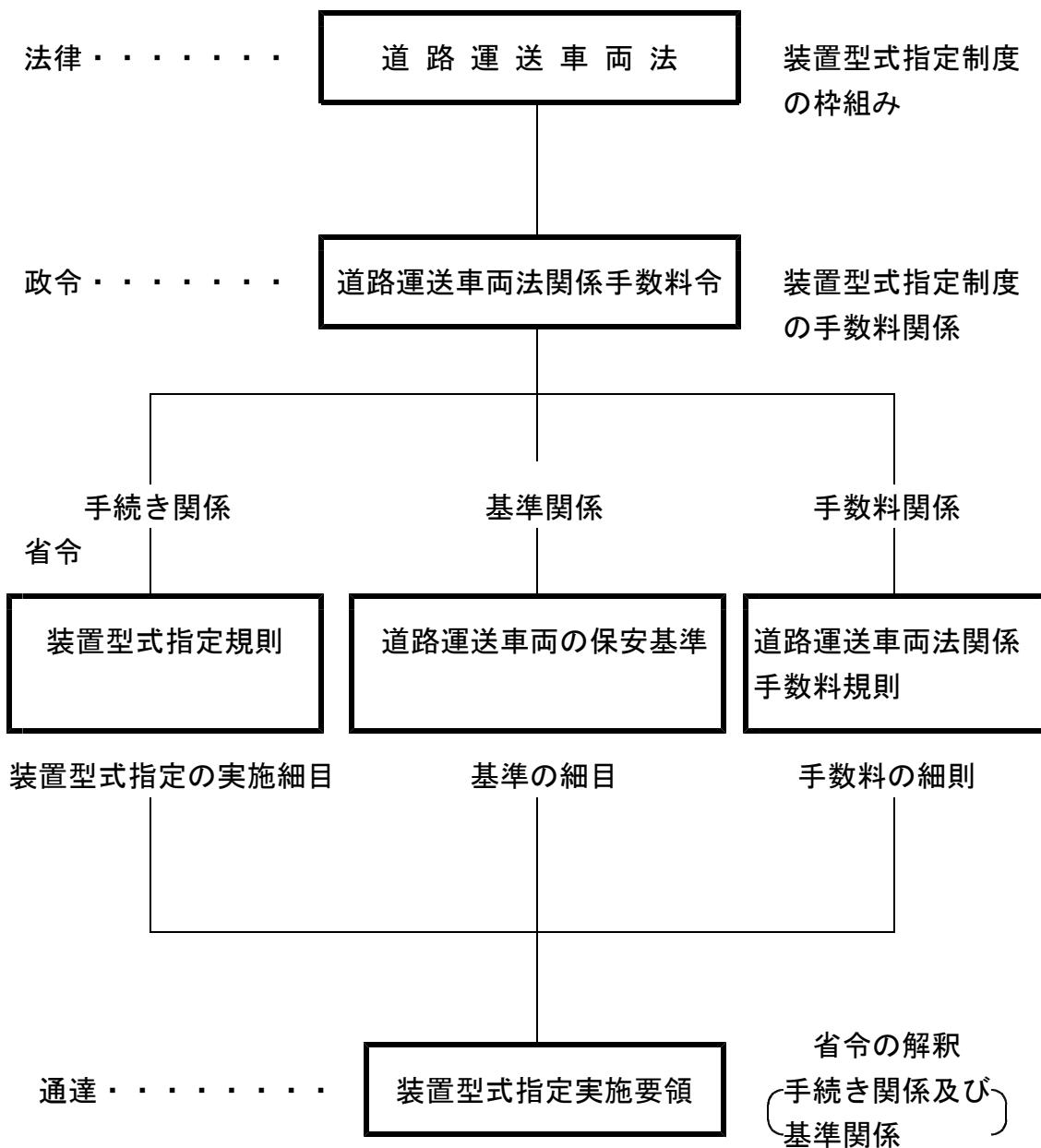
	装置指定の対象装置	表示の種類等
相 互 承 認 対 象 裝 置	<p>(1) 自動車駆動用出力装置 (2) 二輪自動車等の空気入ゴムタイヤ (3) 乗用車等の空気入ゴムタイヤ (4) 貨物自動車等の空気入ゴムタイヤ (5) 空気入ゴムタイヤ（乗用車に備えたものに限る） (6) 応急用予備走行装置 (7) タイヤ空気監視装置 (8) 二輪自動車の操作装置 (9) 四輪自動車等の操作装置 (10) かじ取装置 (11) かじ取り装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置 (12) かじ取り装置の衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置 (13) 二輪車等の施錠装置 (14) 四輪自動車等の施錠装置 (15) イモビライザ (16) 乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の制動装置 (17) 二輪自動車等の制動装置 (18) トラック、バス及びトレーラの制動装置 (19) トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置 (20) 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置 (21) 横滑り防止装置 (22) ブレーキアシストシステム (23) 燃料タンク (24) 燃料タンク及び燃料タンク取付装置 (25) 燃料制御保護装置（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る） (26) 燃料タンク取付装置（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る） (27) 燃料タンク取付装置（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る） (28) 衝突時の車両火災防止装置 (29) 電波障害防止装置 (30) 原動機用蓄電池 (31) 感電防止装置 (32) 歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置 (33) 車両転覆時の乗員保護装置 (34) フルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置 (35) フルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置 (36) オフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置 (37) オフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料</p>	<p>Eマーク (相互承認対象)</p> <p>例 02A </p>

- タンク取付装置並びに乗員保護装置
- (38) 側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置
- (39) 側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置
- (40) ポールとの側面衝突時の乗員保護装置
- (41) 外装
- (42) 外装の手荷物積載用部品
- (43) 外装のアンテナ
- (44) 突入防止装置
- (45) 突入防止装置及び突入防止装置取付装置
- (46) 前部潜り込み防止装置
- (47) 前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置
- (48) 内装
- (49) 運転者席
- (50) 乗用車等の座席
- (51) 座席及び頭部後傾抑止装置
- (52) バスの座席
- (53) 座席ベルト取付装置
- (54) 座席ベルト
- (55) 頭部後傾抑止装置
- (56) 年少者用補助乗車装置
- (57) 年少者用補助乗車装置
- (58) 乗降口の扉の開放防止装置
- (59) 窓ガラス
- (60) 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外）
- (61) 前照灯（配光可変型前照灯を除く。）
- (62) 前照灯（配光可変型前照灯に限る。）
- (63) 前照灯洗浄器
- (64) 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置
- (65) 前部霧灯
- (66) 側方照射灯
- (67) 車幅灯
- (68) 尾灯
- (69) 制動灯
- (70) 補助制動灯
- (71) 前部上側端灯
- (72) 後部上側端灯
- (73) 昼間走行灯
- (74) 番号灯
- (75) 側方灯
- (76) 後部霧灯
- (77) 駐車灯
- (78) 後退灯
- (79) 低速走行時側方照射灯
- (80) 前部反射器
- (81) 側方反射器
- (82) 後部反射器
- (83) 大型後部反射器
- (84) 再帰反射材
- (85) 警音器の警報音発生装置

	(86) 警音器 (87) 停止表示器材 (88) 盗難発生警報装置 (89) 車線逸脱警報装置 (90) 車両接近通報装置 (91) 事故自動緊急通報装置 (92) 側方衝突警報装置 (93) 方向指示器 (94) 光源 (95) 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置 (96) 後射鏡等 (97) 後射鏡等及び後射鏡等取付装置 (98) 速度計及び走行距離計	
相互承認対象の外装置	(99) 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車） (100) 一酸化炭素等発散防止装置 (101) 警告反射板 (102) 運行記録計 (103) 速度表示装置	自マーク (相互承認対象外) 例  HR-1234

参 考

装置型式指定制度に係る法体系



装置型式指定申請書（省令様式）

自動車検査登録印紙

受付番号 (※)

受付年月日 (※)

装置型式指定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

特定装置の種類

特定装置の名称及び型式

申請者の氏名又は名称
及び印並びに住所

主たる製作工場の名称
及び所在地

(日本産業規格 A列4番)

備考

- (1) ※印の欄は、申請者が記入しないこと。
- (2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

指定装置製作等廃止届出（省令様式）

指定装置製作等廃止届

国土交通大臣 殿

年 月 日

特定装置の種類

特定装置の名称及び型式

指定番号

申請者の氏名又は名称
及び印並びに住所

製作等廃止事由

製作等廃止年月日

備 考

(日本産業規格 A列4番)
備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

既指定装置型式指定申請書（省令様式）

自動車検査登録印紙

既指定装置型式指定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

指定装置の種類

指定装置の名称及び型式

指定番号

指定製作者等の氏名又は
名称及び印並びに住所

異なる事項
及び異なる事由

変更年月日

備 考

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
(日本産業規格 A 列 4 番)

宣 誓 書

年 月 日

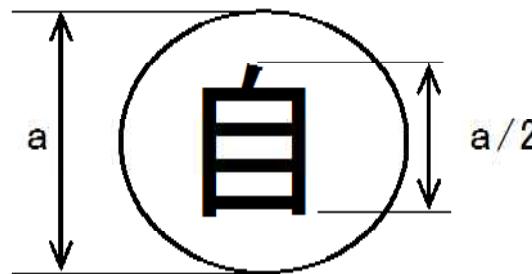
宣誓者の氏名又は名称

特定装置の名称及び型式

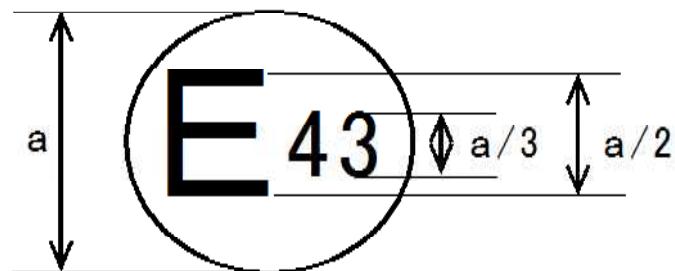
申請又は届出に係る上記特定装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものであり、かつ、申請にあたり提出する申請書又は届出に当たり提出する届出書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしたことに相違ありません。

(日本産業規格A列4番)

特別な表示（省令様式）



$a = 4$ 以上
(単位: ミリメートル)



単位 (ミリメートル)

特定装置の種類	a
第二条第一号の空気入ゴムタイヤ（二輪）	9以上
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ（乗用車）	12以上
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ（トラック）	
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	8以上
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	
第二条第三号の五の操作装置	
第二条第三号の六の操作装置	
第二条第三号の七のかじ取装置	
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
第二条第四号の施錠装置	
第二条第四号の二の施錠装置	
第二条第四号の三のイモビライザ	
第二条第四号の四の制動装置	
第二条第五号の制動装置	
第二条第五号の二の制動装置	

第二条第五号の三の制動装置	
第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の六の横滑り防止装置	
第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	
第二条第五号の八の燃料タンク	
第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十の燃料制御保護装置	
第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十二の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十三の衝突時の車両火災防止装置	
第二条第五号の十四の電波障害防止装置	
第二条第五号の十五の原動機用蓄電池	6以上
第二条第五号の十六の感電防止装置	8以上
第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十八のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十九のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	
第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置	
第二条第七号の外装	
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	
第二条第九号の外装のアンテナ	
第二条第十号の突入防止装置	
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	
第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置	
第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	
第二条第十一号の四の内装	

	第二条第十一号の五の運転者席	
	第二条第十二号の座席	
	第二条第十二号の二の座席	
	第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
	第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	
	第二条第十三号の三の座席ベルト	
	第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	
	第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	
	第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	
	第二条第十六号の二の窓ガラス	
	第二条第十七号の騒音防止装置	
	第二条第十九号の前照灯	8以上（ただし、プラスチック製レンズを備えたものにあつては5以上）
	第二条第十九号の二の前照灯	
	第二条第二十号の前照灯洗浄器	5以上
	第二条第二十号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	
	第二条第二十二号の前部霧灯	
	第二条第二十二号の二の側方照射灯	
	第二条第二十三号の車幅灯	
	第二条第二十四号の尾灯	
	第二条第二十五号の制動灯	
	第二条第二十六号の補助制動灯	
	第二条第二十七号の前部上側端灯	
	第二条第二十八号の後部上側端灯	
	第二条第二十九号の側方灯	
	第二条第二十九号の二の番号灯	
	第二条第三十号の後部霧灯	
	第二条第三十一号の駐車灯	
	第二条第三十二号の後退灯	8以上
	第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	5以上
	第二条第三十三号の前部反射器	4以上
	第二条第三十四号の側方反射器	
	第二条第三十五号の後部反射器	

第二条第三十六号の大型後部反射器	5以上
第二条第三十六号の二の再帰反射材	12以上
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	8以上
第二条第三十八号の警音器	
第二条第四十号の停止表示器材	
第二条第四十号の二の盜難発生警報装置	
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	
第二条第四十号の四の車両接近警報装置	
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	
第二条第四十一号の方向指示器	5以上
第二条第四十一号の二の光源	8以上
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	
第二条第四十二号の後写鏡	
第二条第四十三号の後写鏡及び後写鏡取付装置	
第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	

装置指定の申請に関するお問い合わせ先

国土交通省自動車局審査・リコール課

TEL 03-5253-8111(内線42-323)

FAX 03-5253-1640

独立行政法人自動車技術総合機構

交通安全環境研究所自動車認証審査部

TEL 0422-41-3419(ダイヤルイン)

FAX 0422-41-3232

自動車試験場(第一地区)

TEL 048(533)6811

FAX 048(533)5534